

平成26年度第2回自然再生専門家会議

会議録

1. 日 時 平成26年8月28日(木) 10:00～12:00
2. 場 所 経済産業省別館108会議室
3. 出席者
- | | | | | |
|---------|--------------------|--------|-------|--|
| (委員長) | 進士五十八 | | | |
| (委員) | 池谷 奉文 | 大和田 紘一 | 近藤 健雄 | |
| | 三浦 慎悟 | 吉田 正人 | 鷲谷いづみ | |
| (環境省) | 鳥居自然環境計画課課長 | | | |
| | 山本自然環境計画課課長補佐 | | | |
| | 小泉自然環境計画課課長補佐 | | | |
| | 高下自然環境計画課事業係長 | | | |
| (農林水産省) | 畠沢大臣官房環境政策課課長補佐 | | | |
| | 岸田大臣官房環境政策課事務官 | | | |
| (国土交通省) | 池田環境政策課課長補佐 | | | |
| | 中村公園緑地・景観課課長補佐 | | | |
| | 森久保河川環境課企画専門官 | | | |
| (文部科学省) | 合田生涯学習政策局参事官付専門調査官 | | | |

4. 議 事

【環境省自然環境計画課課長補佐(小泉)】 それでは、皆様、予定の時刻となりましたので、これから会議を開始いたします。

私、事務局を務めます、環境省自然環境局自然環境計画課の小泉と申します。よろしくお願いたします。

まず、開会に当たりまして、自然環境計画課長の鳥居よりご挨拶を申し上げます。

【環境省自然環境計画課課長(鳥居)】 皆さん、どうもおはようございます。

私、この自然再生の幹事省であります、環境省自然環境局の自然環境計画課長の鳥居でございます。7月から前任の亀澤の後任として務めておりますので、どうかよろしくお願申し上げます。

本日は、この基本方針につきましての見直しということで、パブリックコメントを7月11日から8月10日にかけて行いました。コメントは15件ということでございますけれども、非常に重要な指摘もございます。そういう中で、今日、その修正案についてご審議をいただいで、また、ご意見をいただき、それを踏まえまして、10月ごろに閣議決定を目指す

いうことで進めてまいりたいと思います。

また、残りの時間につきましては、パブリックコメントの中にもありましたけれども、この自然再生をいかに広めていくのか、啓発していくのかということ、あるいは小さな自然再生についても、どのように進めていったらよいのかということにつきましても、またいろいろご意見をいただいた上で、今後の自然再生の推進につなげていければと思っておりますので、どうか本日は忌憚のないご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【環境省自然環境計画課課長補佐（小泉）】 続きまして、本日ご出席の委員の方々をご紹介いたします。本日、7名の委員にご出席いただいております。

池谷委員でございます。

大和田委員でございます。

近藤委員でございます。

進士委員でございます。

吉田委員でございます。

三浦委員でございます。

そして、鷲谷委員でございます。

本日、鈴木委員、辻本委員、中村委員、広田委員、和田委員におかれましては、所用によりご欠席とのご連絡をいただいております。

また、本日、環境省、農水省、国交省、文科省、関係省庁からの出席をしておりますが、恐れ入りますが、時間の都合上、紹介は割愛させていただきます。お手元に配席図がございますので、そちらのほうでご確認いただければと思います。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

資料は全部で5点ほどございまして、資料1といたしまして、専門家会議の開催についてという1枚紙、それから資料2として、基本方針の見直しのスケジュール（案）、こちらも1枚紙でございます。それから資料3といたしまして、基本方針見直しに関するパブリックコメントの実施結果についての案でございます。それから資料4、基本方針の新旧対照表をお配りしております。最後に、参考までにパブリックコメントに使用した資料を参考資料としてお配りしております。資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、本会議は、進士委員が委員長に選任されておりますので、ここからの進行は進士委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【進士委員長】 早朝からお集まりいただきありがとうございます。今、鳥居課長からお話があった、二つの議題が今日はあります。どうぞよろしく。

お手元に資料、事前に届いていると思いますが、パブコメの中で、外来生物のことは当然といえば当然ですが、小さな自然再生について、結構好意的な評価といたしますか、意見がたくさん出ていまして、それに対する後の始末の話も、小さな自然再生というのは、今、

本当に全国的に起こっておりまして、それをサポートすべきだし、それを全体として進むべきだというようなご意見がたくさんありまして、私は今回の見直しで一つの目玉ではなかったかと思うんですね。目玉という言い方はちょっと軽いかもしれませんが、本来の自然再生、国土的なスケールで考えたときに、これは非常に重要な話だなと思います。

どうもこの間の豪雨で広島のおあいう大惨事が、都市災害ではあのスケールで今までありませんよ。あれだって、一種の自然的土地利用というような物の考え方が全然できていないという話ですよ。自然再生と裏腹なのですね。ですから、土地のポテンシャルをきちんと評価して、土地利用をしっかりとっていくというようなことがとても必要で、自然再生というのは、何か山の果て、海の果てでやるようなイメージを一般の方たちは持っていたかもしれませんが、今回の悲惨な出来事を目の当たりにして、多分市民の皆さんも、自然というのは一体何なのかというのを本気で考えることになったかなと思っています。それにしても、あれだけの数が亡くなられたというのはもう信じられないですね。

だけど、造園家から言うと、真砂土のおあいう土地というのは非常に崩れやすいというのは昔からの常識なんですよ。普通の農家だとみんな知っているわけですよ。それをあそこまで大規模な土地利用をやってしまったというのは、どう考えても、行政、都市計画行政の責任はあると思いますね。そういう認識を持たないと、あれも想定外だとか、想像できなかった豪雨とせず、豪雨は確かに想定できませんけど、やはりあれだけ基盤が弱いところでいかなものかというようなことを考えるべきですね。

あれは何も広島だけの話じゃない。真砂土ではありませんけど、この関東も、例えば秩父の地すべり地帯なんていうのはものすごい土地利用をしているんです。私はアセスメントで随分現場に行きましたけど、いわゆる秩父の滑石という、子どもころ、アスファルトに絵を描いて楽しんだんですね、チョコのかわりにね。あれはろう石と言うんですけど、おあいうものが出てきている地盤ですから、そんなところに200ヘクタール規模のゴルフ場をずっとつくってきたんですよ。私は、あんなところに作ったらだめだと。ものすごい金もかかるし、自然破壊そのものだからと言ったんだけど、結局、土地は私有地で、それを民間が買うわけですから、なかなか県は抑え切れないで、結局、認めて、自然破壊になっているんですね。その結果、おあいうところへ立地したものは、その後のメンテナンスがすごくコストがかかって、こんな直径1mぐらいのパイルを打ち込んで止めているんですよ。それ、誰が考えてもナンセンスですよ。そういうことを平気で、これをもう日本というのはやっているんですよ。

そういう意味で、自然再生というのは、そういうことをやってしまったから再生しようというんだけど、再生以前に破壊しちゃいけないので、そのもとにはやはり土地利用というようなものを考えるときに、土地のポテンシャル、地形とか、地質とか、植生という当たり前のことを、そういう基本的な情報を踏まえて土地利用をやると。この自然的土地利用というのは、もう全ての基本だというようなことを考えないから問題なんですよ。だか

ら、私は、そういう意味で、この小さな自然再生というようなことを今回出して、つまり、これはどういうことかということ、自然再生は、協議会をつくって、非常に特異なといえますか、みんなが注目するような場所だけで行われる特殊ケースだと思ってきたところが大間違いで、身近に住んでいるそれぞれの地元がみんな自然再生なんだという風に考えないといけないところですね。今回の広島は、ある意味で、それを我々に教えてくれたと思うんですね。ああいうところで亡くなられた人たちの何かニュースで見ていると、本当にもう何というか、申し訳ないような気がしますよね。そういう情報を持ちながらも、ああいうことをみんな黙認してきたというのは一体どういうことなのか、考えてみたいと思います。

これは、環境省の仕事じゃないと思うかもしれませんが、要するに、科学的情報を踏まえた行政という意味では、政府一丸となって考えなきゃいけない大テーマだと思いますよね。よほどあれは大きな受け止め方をすべきだと思いますね。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。先ほどの課長からのお話のように、自然再生基本方針の見直しですが、その前に、まずパブコメについての的確な分析をやって、それを反映されたんでしょから、その辺りをご説明いただきます。

【環境省自然環境計画課課長補佐（小泉）】 それでは、パブリックコメントの結果の説明に先立ちまして、簡単に全体のスケジュールですが、前回、6月に専門家会議を実施しましたが、全体的な流れを簡単におさらいさせていただきたいと思います。

資料2の1枚紙をご覧ください。基本方針の見直し(スケジュール(案))ということで書いてございます。この会議で、昨年度から基本方針の見直しについて議論を重ねてまいりました。その途中で、自然再生協議会ですとか、法定協議会以外の協議会、自然再生の取組を行っている団体、それから学術会議ですとか、自然保護団体など関係団体との意見交換会を昨年度実施してまいりました。昨年度の議論を踏まえまして、本年6月の専門家会議で見直しの案を諮りまして、そこでいただいたいろんなご意見を踏まえて、パブリックコメントにかけて、今日の会議に至っているというような段階にございます。

本日の会議の後に、役所的な手続といたしまして、各省に対する協議のほか、自然再生推進法の関係省の局長級で構成されます自然再生推進会議というものがございまして、そちらのほうにかけまして、最後に閣議決定というような流れで考えてございます。閣議決定は、前回からの説明のとおり、10月中を目標として、現在、作業を進めているという状況にございます。

それでは、議題のパブリックコメントの結果について、説明をさせていただきます。資料3の実施結果についてという紙と、その結果を踏まえてどのように基本方針を直したのかということで、資料4の新旧対照表、こちらの2点をあわせて、見比べながら説明をさせていただきます。

まず、パブリックコメントの概要ですが、7月から約1カ月ほど実施いたしまして、12名

の方から計15件の意見をいただいております。その内訳ですが、「1. 基本的方向」の中での「順応的な進め方」で2件、「継続実施」で1件、「希少種や外来種対策」で3件、さらに「大震災を踏まえた自然再生」や「自然再生の役割」で1件。また「5. その他推進に当たっての重要事項」の中で、「普及啓発」や「全国的、広域的な取組」で1件、最後の「小さな自然再生」で3件、その他意見として2件の、計15件となっております。その次から、横紙で別紙ということで、意見の概要と、その意見に対する考え方をそれぞれ書いてございます。

1点目ですが、1(2)基本的方向の順応的な進め方というところでございます。これについては、基本方針の箇所といたしまして、資料4の新旧表の7ページになります。今回、成功事例ですとか、失敗事例ですとか、そういった情報を可能な限り公開していく、広く情報発信していくということを規定してございます。これに対する意見といたしまして、資料3の別紙のほうに書いてございますのが、自然再生は、法制定時と比べて大分国民の関心、興味というものが薄れてきているのではないかと、自然再生協議会の取組が、その関係者、当事者以外にはなかなか伝わりにくいのではないかと。そのために、協議会と協議会以外の関係者、一般市民が広く情報交換、意見交換ができるような公開の場を設けることが必要じゃないかという意見でございます。

この意見への考え方として、右側のほうに書いてございますが、もともとこの自然再生の取組については、協議会を設置する際も幅広く参加を募ったり、協議会を開催するに当たっても公開で行うこととしておりまして、なるべく地域のたくさんの方々から参加していただく、それから透明性をきちんと確保していこうという考えで進めているというのが前提としてございます。一方で、この自然再生の取組がなかなか知られていないのではないかと指摘につきましては、これは後ろのほうの意見でも出てくるんですが、地域への浸透を強化すべきという指摘がございまして、「5(4)普及啓発」の部分で「積極的に普及啓発を行う」と修文したいと考えてございます。このほか、このご意見にあるような、協議会以外の方々はどうやって情報共有したり、連携をしていけばよいのかということについては、その効果的な方法などについて、今後、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、意見の2番、これも同じく、順応的な進め方に対する意見です。「成功、失敗にかかわらず、事例を広く提供」ということに関しては、効果はかなり期待できるのではないかと。ただ一方で、失敗事例というのは実施者からしてみると出しづらい話で、どうやって集めるのかというのは今後の課題でしょうという意見をいただいております。これに関して、特段、修文を行うというものではありませんが、確かにご意見のとおり、失敗事例をどう広く集めていくのか、それから、それをどういう形で情報発信していくのかということについては、きちんと課題として、その効果的な方法などを検討していきたいと考えてございます。

続きまして、三つ目、基本的方向の「キ．自然再生の継続実施」、それから「ク．自然再生後の扱い」というところについてでございます。これは新旧表の9ページ、10ページになります。ここに対する意見として、今回、自然再生の継続的な取組ですとか、自然再生の実施後をどのようにしていくのかという中期的な視点を新たに加えたということは、自然再生のやりっ放しを防止するという観点からも評価するというご意見といたしますか、ご感想をいただいております。これに関しては特段の修文は考えてございません。

続きまして、意見の4番、「ケ．希少種、外来種対策」についての意見になります。新旧表10ページで、希少種の保全に関して「生息域外保全」の考え方を書いており、「生息域外保全について、必要に応じて、動植物園等、関係機関と連携を図りながら行う」としてしております。これに関する意見として、生息域外保全は既にたくさんの事例があって必要性が高いものであるので、この「必要に応じて」という部分を削除してはどうかという意見でございます。

この意見への考え方ですが、生息域外保全については、そこに書いてございますとおり、「絶滅のおそれがある野生動植物の域外保全に関する基本方針」ですとか、幾つかの指針、考え方というものが示されております。やみくもにやるということではなくて、域外保全をすることについてのプラス、マイナスの双方の影響を十分考えて、その上で、必要性をきちんと評価したり、実現可能性を検討の上行うというような位置づけとなっておりますので、ここについては、原案のとおり「必要に応じて」は残したいと考えてございます。

続きまして、意見の5、同じく希少種、外来種対策についてでございます。こちら、意見のところにありますとおり、遺伝子特性が異なる在来種個体の導入について、そういったことが行われないう、きちんと注意喚起をすべきじゃないかというご意見でございます。同じ種であればよそから持ってきて、移植したり、放流したりといった事例がよく見られると。同じ種だからよいというものではなくて、遺伝子攪乱のおそれがあるので、そういったことがないようにすべきという意見でございます。

この意見への考え方は、いただいた意見を踏まえて修文をしております。「地域に固有の生態系その他の自然環境の再生のため」と追加すると、「さらには同種の生物導入による遺伝的攪乱により、問題が発生する可能性があることも考慮して」と修文してございます。

続きまして、意見の6、これも希少種、外来種対策についてでございます。3点ほど文言を追加すべきじゃないかということで、1点目は、希少種ではない在来種についても保護をきちんとやっていくべきだと。それから2点目は、外来種の根絶と駆除をもっとしっかりやっていくべきだということ。それから3点目は、外来種の飼育生物の取り扱いですとか、管理、販売に関する文言、この三つを盛り込むべきじゃないかというご意見をいただいております。

この意見への考え方は、「希少種ではない在来種の保護」及び「外来種の根絶と駆除」

については、見直し前の現行の基本方針でも自然再生の視点ということで、新旧表5ページの1(2)のところに書いてございますが、「地域の固有の生態系その他の自然環境の再生を目指す」ということで、そもそもそういう目線でやっているということ。それから、外来種対策については、今回の見直し案でも、その旨書いていると考えております。なお、3点目の外来種の飼育生物の取り扱いということについては、自然再生とは直接的に関係するものではないということで、修正は考えておりません。

続きまして、7番目、東日本大震災を踏まえた自然再生ということで、こちら、新旧表11ページになります。これに関する意見として、震災後の自然再生に当たっての目標設定について、震災前の昔の姿、元の姿に戻すということは、その震災の規模が大きい場合については不可能な場合もあると。そこで、震災自体が自然環境の変化ということで、その影響を踏まえた新たな姿での再生ということを目標とする考え方が必要じゃないかというご意見でございます。

この意見への考え方は、特段の修文ということではないんですが、ご意見のとおり、目標設定ですとか、それ以外も含めて画一的に進めるということは、そもそも我々としてもふさわしくないと考えており、今回の見直し案の中でも、生態系の回復状況ですとか、地域の復興状況ですとか、もろもろの状況、事情を踏まえて考えていくということにしております。

続きまして、意見の8番、自然再生の役割についてでございます。こちら、新旧表11ページになります。今回、新たに追加した項目であります。修正後なので新旧表には文字として書いていないんですが、パブコメにかけたときには、タイトルの「サ．自然再生の役割」の後に、括弧書きで「繋げていく感性」と書いてございました。これに対する意見ということで、この「繋げていく感性」というのが何を言っているのか、ちょっと意味がわかりづらい、わからないというようなご意見。それから、閣議決定ですとか、基本方針ですとか、そういった文章としては、表現としてふさわしくないのではないかという意見でございました。

この意見への考え方は、当該箇所は、自然環境と密接なつながりのある文化を守ること、自然再生はそういった文化を守ることでもありますし、コミュニティーづくりですとか、美しい景観づくり、そういったことにもつながるといような趣旨で、今回、新たに規定しております。ただ、ご意見のとおり、この「繋げていくという感性」という表現については、誤解を与えないように削除したいと考えてございます。ほかの項目との並びで言っても、なかなか括弧をしてタイトルに書いている部分がないというのもございますので、そういった横並びの観点も考慮いたしまして、今回、削除しております。

続きまして、9番目、「5．その他推進に関する重要事項」の普及啓発についてでございます。これは新旧表18ページになります。この部分は、今回の見直しの中で、新たに追加したり、手を加えたりしておりませんが、普及啓発活動を通じて地域に理解を広く浸透さ

せていくことが重要であり、表現を強化すべきじゃないかというご意見です。一番最初の意見と重なるんですが、この自然再生の取組というのが、広く国民に正確に理解されているとはなかなか言いがたいのではないかという問題意識をこの方は持ってございまして、ここの普及啓発の書きぶりのところで、自然再生の「効果」という文言を加えたりですとか、普及啓発の対象者のところに地域住民、NPOだけではなくて、「国民」という言葉を入れたりですとか、普及啓発活動のところに「積極的に」という文言を入れるべきじゃないかというご意見でございます。

この意見への考え方は、「効果」という言葉に関しては、もともと原文のほうには「重要性について」ということで書いておりまして、この「重要性」は「効果」なども含めているということから、この点については原案のとおりとしたいと考えております。なお、普及啓発については、複数の方からご指摘をいただいているということもございまして、新たに「国民」という言葉を加えたり、「積極的に普及啓発の活動を行う」と修文したいと考えてございます。

続きまして、10番目ですが、「5(6)全国的、広域的な取組」について、新旧表19ページになります。広域的な取組のところで「国際的な視点」を盛り込むべきじゃないかということで、具体的には、特にアジア地域等において、自然再生の普及啓発の促進ですとか、日本からの技術移転といった「国際協力」というような文言を盛り込むべきではないかという意見でございます。

この意見への考え方は、自然再生は日本だけではなく世界的な課題であって、国内外の取組を一緒に進めていくということは重要なことであると考えてございます。ただ、法律自体に、国際協力などの規定がストレートにないというような事情もございまして、「5(3)情報の収集と提供」という部分、ここは国や県、市町村、自治体は、取組の事例を集めて、それを提供するというようなことが書いてあるわけですが、「情報を収集し、海外を含めて広く提供を行う」と修文したいと考えてございます。

続きまして、意見の11番、「5(7)小さな自然再生の推進」ということで、新旧表19ページになります。この小さな自然再生は、今回の見直しで新たに追加、規定した部分でございまして。見直し案の一番最後のところに「小さな自然再生の推進に当たって、広範囲かつ多様な主体で連携して行うことが効果的なものについては、協議会を設立し、発展的に取り組むことが重要である」という一文がございまして。この部分に対して、「協議会の設立しないしはその他の方策により」と書くべきじゃないかというご意見でございます。小さな自然再生というのは、今後、たくさんの国民の方から共感を得られるようなテーマに十分なり得るし、広がる可能性があるが、一方で協議会の設立ということについては、なかなか手続が複雑、煩雑で、この小さな自然再生を進めていくに当たっては、全てこの協議会を設立してやっていくというのは、なかなか現実的ではないんじゃないかと。協議会を設立しないで進めていく取組というのがたくさん出てくるのではないかとというようなご意見

でございます。

また、実際に協議会を設立しないで進めていくと、今度は問題として、国や自治体での状況の把握がなかなか難しくなるであろうと。統率なく、ばらばらやられていくというような、それはそれで問題じゃないかという問題意識をこの方は持たれております。例えばということで、小さな自然再生を協議会を設立しないで行う方々についても、活動を始めるに当たっての登録ですとか、年間活動の報告ですとか、そういった義務を課すというようなことも一案として考えられるのではないかというご意見でございます。

この意見への考え方は、もともと小さな自然再生については、全て協議会方式で法に基づいて行いなさいよということを行っているわけではないというのが、まず前提としてあります。実際に全ての取組について、活動報告をしてくださいという義務を課すということも、これもなかなか現実的には難しいと考えているところです。ただ、ご意見にもありますとおり、広域的な取組というのは協議会方式に限定されたものではないと考えてございますので、これは意見を踏まえて、「協議会を設立するなどにより」と修文させていただきたいと考えてございます。

続きまして、意見の12番、これも小さな自然再生についてですが、これは先ほどの11番のご意見とかなり類似しているんですが、小さな自然再生を進めるに当たって、必ずしも協議会を設置するということが有効とは考えられないので、当事者が希望する場合ということにしてはどうかというご意見でございます。

この意見への考え方は、先ほどの11番と同様になるわけですが、この小さな取組全てに対して、法に基づく実施の義務を課すものではないということ。ただし、広範囲な取組のやり方については、必ずしも協議会によるものだけではないということで、「協議会を設立するなどにより」と修文を考えているというところです。

続きまして、13番の意見でございます。これも小さな自然再生についてということで、里地里山ですとか、外来種管理ですとか、これまで普通に行われてきたような地元のちょっとした取組というものが、地域の中でつながっていくことで、大きな自然再生につながっていくと、そういうことを強調すればよいのではないかというご意見でございます。あわせて、小さな自然再生を進めていくに当たって、その取組者が気軽に相談できる窓口の設置、これもお願いできないかというご意見でございます。

この意見への考え方は、前半のほうに関しては、もともとそういった小さな取組というのは、大きな広範囲な取組へと発展する可能性があるということで、今回、この規定を新たに置いているということ。それから、後半の相談窓口の設置に関してですが、これは既に関係各省の地方事務所のほうで設置しており、ホームページでも公表しているところでございます。

最後に、意見の14番と15番についてですが、これについては、特に15番に関しては原発の早期再稼働など、今回の基本方針の見直しとは直接的な関連がないということで、回答

いたしかねると考えてございます。

パブリックコメントの結果と、それに対する考え方については以上でございます。なお、新旧表の中で赤字で書いているところが、前回の専門家会議からの修正箇所ということになりますが、今回、このパブリックコメントの回答を関係省と協議する中で、パブコメ以外にも表現の適正化といいますか、技術的な修正ということで、数点加えております。

一つ目は、新旧表の4ページ「1(2)自然再生の方向性」で、「また、地球温暖化『や気候変動』」ということで赤字で書いてございます。これは地球環境の変化につながる例示として、地球温暖化だけではなくて、干ばつですとか、洪水ですとか気候変動に伴うものも含まれるということで、この「や気候変動」という言葉を追加してございます。

それから、新旧表の12ページについてですが、「シ．その他実施に必要な事項」で、民間団体が行う自然再生という部分を「民間団体が『主導する』自然再生『事業』」と修正しております。これは協議会方式によらずに行う小さな自然再生の取組とは違って、ここで言っているのは、あくまでも協議会方式で民間団体が主導して行う取組についての規定ということで、小さな自然再生との違いがきちんとわかるように、表現の適正化を行っております。

続きまして、すみません、ちょっと戻ってしまいますが、新旧表の10ページについてお願いいたします。「ク．自然再生後の自然環境の扱い」で、一番最後のところに当初「希少動植物の盗掘を防止」と書いてございましたが、この「盗掘」という言葉だけですと、動物の盗難などを正確に表現していないということで、国家戦略ですとか基本方針等によく使われている言葉のとおり、「捕獲・採取」と改めたいと考えてございます。

その次に「コ．東日本大震災を踏まえた自然再生」でございます。中段のところで「さらに、自然再生事業の実施に当たっては」と加えてございます。ここは直前の「また、東日本大震災からの復興に当たっては」云々という部分と、直後の「地震・津波の影響を受けた干潟や」云々という部分がつながっていたわけなんですけど、前半部分はあくまでも復興に当たっての考え方を書いており、後半部分はモニタリングですとか、実際の事業の実施段階での具体的な作業のことを述べているので、両者がつながっていると日本語的におかしいということで、分けて書いてございます。

以上の4点が、パブコメ以外の技術的な修正、表現の適正化ということで、今回、新たに加えております。

ちょっと長くなりましたが、以上で説明を終わります。

【進士委員長】 はい、どうもありがとうございました。

それでは、この専門家会議としては既に何度も議論して、それで、新旧対照の原案ができて、それにパブコメが乗っかって、その対応を今説明いただいたわけですね。対応について、いかがでしょう。何か特別にご意見ございますか。

どうぞ、吉田委員。

【吉田委員】 吉田です。それでは、前回出られなかったので、ちょっとそのときに出た話と重複するかもしれませんが、失礼します。

今日のパブコメに対する回答の部分は、これでよろしいかと思います。まず、一番新しく加わった目玉というか、新旧対照表で言えば19ページの小さな自然再生の推進の部分ですけれども、書き方としても、「協議会を設立するなどにより」という書き方でいいんじゃないかなと思います。

ただ、幾つかのパブコメの中で言われていた、だんだんそれで増えていくと、それが全体として把握できるのかと。これから日本ではこういう自然再生が行われているということ、例えば生物多様性条約の中にも愛知目標の中に自然再生があるわけで、そういったことについて報告していくということになると、全体が把握できないというのはちょっと困るところがあると思うんですね。

報告の義務を課すというのは、まあ、現実的ではないというのは、法律上とか、基本方針に書くのは難しいということは、私もそうだと思うんですけども、例えば、今、現実的に生物多様性地域戦略が随分つくられておりますけれども、そういった中で、自然再生について計画を入れている地域戦略がどのくらいあるのかとか、何かその質問を、前もしたような気がするので、ある程度把握されているのではないかと思います。それから関連法としては、生物多様性地域連携促進法の中で行われているような活動の中で、これはかなり自然再生、里山の自然再生などをやっているものが多いと思うんですけども、こういったものでどの程度あるとか、あるいは、今年から行われている、これは自然環境計画課で把握されていると思うんですけども、グリーンプラン・パートナーシップ、里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくりと。狙いとしては低炭素のほうなんでしょうけども、かなりの部分はそこで出たバイオマスを利用するとか、そういった形で、結果的には自然再生につながるというようなものもたくさんあり、協議会型でない自然再生というのは、数としては現段階でも相当なものになっていると思うんですね。ですから、そういったものがどんなふうに把握されているのかとか、それから、もう一つは、今後、こういった形で、あえて「小さな自然再生の推進」と書いた場合に、報告義務は課さないにしても、どのくらいあるのかというのをどのように把握するのか。

私の提案から言いますと、例えばそういったものは、色々な助成金を活用したものはそこで名前はある程度わかっていたりもするところもありますし、それから、この推進法の協議会型ではないけれども、小さな自然再生ということで、自主的に登録していただくと、こういう協議会型の自然再生はこういうマークと、それから、小さな自然再生はこんなマークとか、何かロゴが使えるとか、何かちょっとしたインセンティブをつけて、ある程度把握できるようにするということが可能ではないかなと思います。これまでの現状で小さな自然再生をどのくらい把握されているのか、また今後、増えていく自然再生をどのように把握していく考えか、その辺りをちょっと伺えればと思います。

【進士委員長】 はい、どうぞ。

【環境省自然環境計画課課長補佐（小泉）】 今現在の取組として、いろいろな法律に基づくものですか、法に基づかないものに限らず、こういった取組が行われているのかということについては、すみません、現時点ではきちんと把握しているものはありませんので、確認させていただきたいと思います。

ただ、実際に新聞でも、いろいろ小さな再生の取組と思われるようなものもよく記事で見かけたり、特に地方紙を含めて、そういったものもございますので、まずはそういった今ある事例をきちんと集めて、こういったパターンで行われているかですか、課題などについて分析をしながら、いろいろと作戦を練っていきたいと考えてございます。

【進士委員長】 今、吉田委員のご発言は、パブコメの11番の意見の中に「思いつきにすぎないが」という部分で書いてあります。いずれにしても、これは今後の自然再生の推進の話ですね。この段階で基本方針の修正が必要だというなら別ですけど、もしなければ、ひとつ後でまたご発言いただいて、いずれにしても、考えなきゃいけない課題だということとを共有しておけばと思います。

ほかの委員、いかがですか。

どうぞ、大和田委員。

【大和田委員】 私は前から基本方針の「1(2)自然再生の役割」にずっとこだわっているんですけど、今回、これを削除ということは非常に残念に思っています。前回の会議のときに、ここの部分はぜひ残してほしいとお願いしたことがあります。この文章をずっと読んできまして、自然再生の役割のところは、「『花鳥風月』や花見、蛭狩り、月見、紅葉狩り、雪見などの文化」のことも書いてありまして、非常にほっとするんです。パブコメには「何を言っているかわからない」とありましたが、そのわからないところがよいのではないかと考えているんですけども、できれば残してほしいと思って、私の意見はですね。

【進士委員長】 どうぞ。

【環境省自然環境計画課課長補佐（小泉）】 すみません、ちょっと説明が舌足らずで申し訳ございませんでした。削除というのは、「自然再生の役割」という項目自体を丸々削除という意味ではなくて、このタイトルのところに、括弧をして「繋げていく感性」と前に書いていたわけなんですけど、その部分だけが、括弧書きの部分だけが、ちょっと何を言っているか、意味がわからないというような意見でしたので、その括弧書きだけを削除するということです。この文章自体は、当初の思想どおり、きちんと残して普及していきたいと考えてございます。

【大和田委員】 わかりました。

【進士委員長】 はい、ありがとうございます。

大和田委員の感覚は私もよくわかります。「よくわからない」というような感性がだめ

なんだね、本当は。しかし、これは理系に非常に共通する問題でもあるんですよ。そこが人間的にはもう本当は大事なんだけど、ここにも書いてあるように、「公文書の場合は」と言われると、多数派で考えなきゃいけないので、この辺は我慢していただいて、本文には入っていますから、見出しから抜けるということですね。

ほかはいかがでしょうか。ほかはよろしいですか、この直しで。

私が気になったのは、これはミスかなと思うが、新旧対照表の7ページのエの下線の部分の2行目、「するとともに、は」というのは何ですか。

【環境省自然環境計画課課長補佐（小泉）】 すみません。ここはタイプミスです。正しくは「公開するとともに、国は順応的な取組の参考となる事例を」ということで「国」という言葉が抜けております。

【進士委員長】 抜けているの。

【環境省自然環境計画課課長補佐（小泉）】 申し訳ございません。修正しておきます。

【進士委員長】 他はよろしいですかね。

私、もう一つ、新旧対照表の10ページの「ケ」の一番下で「さらには同種の生物導入による遺伝的攪乱により」という、これが本当は「他地域の同種」なんだよね。つまり、遺伝的形質の違う同種だという意味なんだけど、これ、普通の人を読むと、同種の生物は何でいけないんだろうというのは、この遺伝レベルの問題だということを知っている人はいいんだけど、そこ、ちょっと気になりました。

ただ、私は、以前の会議で、なるべくこの基本方針を短くしたいと言ったんだけど、やたら長くなって、いろんな意見が出ると、それを答えていくと、みんな、だんだん長くなるんですよ。だから困ったものなんだけど、あるいは、それぞれ生態学の本を読んでくださいと言えいいようなことまで、みんな、ここへ書かなきゃいけないからね。もうテキストだものね、これは。本当は政府で出す方針というのは解説本があればいいので、もっと要約版というのが本当は要るかもしれないね、別に。大きな流れだけ、それこそ理系の人にはわからなくても、文系ならわかる程度でいいとか、極端に言うよね。あるいは、経営者、企業関係者も、これだけ読めば、ああ、そういう精神だとわかるとか、何かそういうのが要るかもしれない。これを読んでいると、くたびれちゃって、もうやりたくなくなるかもしれない、だから、ちょっとその辺も今後の議論ですけど、今回はこれでも大分抑えて見直しですけど、でも、何ページか増えましたよね。

それでは、パブコメの反映については、今、二、三、出ましたけれども、大分丁寧に吟味した上での反映ですので、これを了承したいと思います。

あとは手続に沿って、各省との調整、その他をやった上で、閣議決定へということでございます。

次に、二つ目の議題に参りたいと思います。先ほど申し上げた、今後の自然再生の推進に向けて、これを今日は何か決めろということではなくて、専門家会議の委員の皆さんの

ご意見を頂戴して、事務局が今後の行政に反映すると、そういうことでいいですね。

とりあえずまず提案をしてください。

【環境省自然環境計画課課長補佐（小泉）】 それでは、今回の基本方針の見直しを行いまして、閣議決定の以降、装いを新たに自然再生の推進を、またさらにドライブをかけて普及啓発をしていきたいと考えてございます。今回、パブコメでの意見ですとか、あとは前回見直しからのこの5年間を振り返って、いろいろと問題意識、課題というようなものも多数聞いてまいりました。課題といっても、すごくたくさんあるんですが、その中でも、特に事務局としても、問題意識を持っているものとして3点ほどを考えてございます。

1点目は、この自然再生の認知度の向上についてということで、これはパブコメからの意見でもありましたとおり、なかなか全国的に、あと地域レベルで見ても、取組がきちんと理解ですとか、普及、認知されているとは限らないんじゃないのかと捉えております。もちろん地域段階で、自分たちの取組を積極的にいろんな形でPRするということは大前提としてあるわけですが、それに加えて、国のほうでも積極的に、例えば頑張っている地区を何らかの方向でプレイアップしていくですとか、工夫が必要ではないかと漠然とした問題意識として持っております。これに当たって、何かこういうふうに進めていったらいいんじゃないかですとか、あと、例えば他省庁ですとか、自然再生以外の分野では、何かこういう普及の仕方であまりいいよというような、アドバイスがいただけるとありがたいなと考えてございます。

それから、2点目としては、新たな再生協議会の設立に向けてということで考えてございます。これは、今現在、この法に基づく協議会が全国で行われているわけですが、47県全てにおいてということではなくて、22の県で設置されて取り組まれているという状況でございます。これは絶対に全県でやらないといけないということではないんですが、ただ、この協議会の取組というのをモデルといいますか、核にして、そこからどんどんいろんな地域に取組を進めていきたいというような思いも一方であるものですから、こういったまだ協議会が設置されていない県といいますか、地域に対して、どのように取組を促すというか、アプローチ、働きかけをしていったらよいかというような問題意識が2点目でございます。

それから、3点目、最後といたしまして、先ほどからたくさんの議論が出てきておりますとおり、小さな自然再生をどのように効果的に進めていくのかと。吉田委員からもご意見ございました現状把握、取組状況の把握というものが、まず大事だということもございまして、あとは、この小さな自然再生も、受け身的に期待することじゃなくて、それをどう働きかけていって、最終的には点の取組を面的につなげる、広げていくということ、どのように進めていったら効果的かというようなことについて、問題意識がございまして。これは、もちろん事務局、役所側のほうでもきちんと考えるべき問題だとは認識してございますが、ぜひ現場でいろいろな声を聞いたりですとか、いろんな場面を目にされ

ている委員の方々の知見も、ぜひ参考にさせていただきたいなと思っておりますので、いろんなアドバイスをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

【進士委員長】 今、メモについて、メモの3点、まだ十分に時間がありますから、1から順番にでもいいし、1、2、3を重ねてご意見をいただいてもいいと思いますので、順次、全員からご発言をいただきましょう。

池谷さんからお願いします。

【池谷委員】 主として、この2と3の関係になるんですが、協議会設立、これは当然必要なことですし、小さな自然再生も、これも当然必要なことなんですが、どこでやるのということがあるんでして、基本的には、平成20年に環境省が出した全国エコロジカル・ネットワーク将来図を利用する必要があります。それから、やはり生物多様性地域戦略、これは場合によってはつくっていないところもかなりあるんですが、その二つはきちんと押さえて、そういったもののかぶる部分で、どう小さな自然再生と、それから本来は大きな自然も必要であって、本当はこの協議会が大きな国レベルの、世界的に見れば、数百ヘクタール規模の自然再生は本当は国がやるべきですよ。もうちょっと小さいものは県だし、さらに小さい、この小さな自然再生というのは、これは市町村の関係になると思うんですけど、その辺をどうネットワークしていくかということで、先ほどの全国エコロジカル・ネットワーク将来図と生物多様性地域戦略をあわせてやってもらおうと、非常によいのかなと思います。

【進士委員長】 はい、ありがとうございました。

今の空間的なヒエラルキーにおいて、国レベル、地方レベルとか、市町村レベルというものの、そういう全体で位置づけるという計画論もあるし、ここで言っている「小さな自然再生」は、「自然再生」という言葉そのものを自覚していないような、例えば河川のごみ拾いであったり、リサイクルから入ったり、いろんな環境運動がありますから、それは実は大きなところでは自然再生になるというボトムアップ型と、両方が要るんだろうと思いますね。そこをきちんと整理するという意味で、今、池谷委員は、前段のお話をされた。それはそれで、特に国がもうちょっと本気でやらなきゃいけないところをきっちり見せるとか、それから県が、ちょっと今はあれですね、県によってちょっとばらつきがあるかもしれませぬ。

そういうことを、ただ、先ほどの吉田委員のお話で言えば、全体像が、今、どういう現状にあるかという、自然再生白書ではないけど、何か見える化しておいたほうがいいというのは間違いありません。別に競争関係をあおろうというわけじゃないけれども、現実がどこにあるかということと、私が先ほど冒頭で言いましたように、広島の問題みたいな非常に潜在的なものがあって、新旧対照表の4ページでも「気候変動」という言葉を入れましたが、あれは本当は当たり前なんですよね。気候変動は環境から始まっているのに、温

暖化という、何か温かくていいんじゃないのみたいな話になって、もう本当に新聞記者でもそういうことを気楽に言う人がいるんだよね。だから、それはやはり今のはあんまりありがたくないんだけど、今回の天災のようなことが起こっていて、今、身につまされていると思うんですね。だから、そういうことも含めると、やっぱり全国的な状況をきちんと示していくということが必要だし、先ほど言ったように、パブコメの原発の意見と同じで、それはここでの扱いじゃありませんと言われるんだらうけども、さっきの土地利用の自然的土地利用という考え、今、みんな、経済的土地利用なんですよ。安いところ、地価が安ければいいといって使っているんですよ。さっきのゴルフ場でもそうだし、今回の広島住宅地もそう。しかも、ハザードマップをつくって、神奈川県なんか私も関係しましたが、ここは危険だからというのを決めたんですよ。きちんと地図まで作りましたが、ほとんどそれは普及していないんですよ。普及させないんですよ、不動産屋さんが。そんなの出ちゃうと土地の値段が下がっちゃうと。地権者もそれを言うんだよね。いつでもそうなんですよ。自然的な情報、自然環境的情報というのは有効にしていないんですね。だから、ソフトな、何かほんわかした運動論のちょっと入り口のところぐらいでは使ってくれるんですよ、ホテルはかわいいねみたいなのは。だから、マスコット型になっちゃっているんですよ、日本の自然環境との関係は。本格的には、こんな災害の多い脆弱な国土ということを考えれば、この国土の自然環境の自然環境的情報を、きちっと土地利用から、都市計画から、全てに基本に置くべきですよ。

農業で昔やっていたんですよ。農業の土地利用というのは、農業の立地から行って、ちゃんとクラシフィケーションをつくって、適地適作というのをやってきたわけですよ。土地に基づいて物を考えるという思想は日本には昔からあったんですよ。それがお金主義になってから、土地というものは、土地資本主義というか、土地本位制になっちゃって、この経済のバブルその他で土地というのは金だというふうになっちゃって、そこからもうおかしくなったんですよ。自然的情報がどんどん消されて、ああいう結果になっちゃう。それでも、そのところを誰も追及していませんよね。偶然だみたいな話になって、運が悪かったという話になっちゃって。これは本当は大問題なんですよ。だから、「自然再生」という言葉は、生物多様性のような理念的なというか、学術的な目標像とは違って、アクションのイメージが入っていますから、「自然再生」というのは。だから、国民的には、この「自然再生」という言葉がもっと普及していくべきだと思います。

それでは、大和田さん、どうぞ。

【大和田委員】 私は、小さな自然再生の取組の継続性について、大学の先生が取り組む場合は、なかなか継続性がないんだと。やはり大学自身が一緒になってやらないといけないと、私は自己批判的に申し上げたいと思います。

2001年に、私は九州地方の大学に赴任しまして、ちょうどそのころが、環境省の有明海・八代海特措法ができたころで、私も八代海の再生活動を一生懸命やっていたんですね。

八代海というのは日本の有数の魚類養殖の非常に盛んな場所なんですが、夏になると赤潮で、養殖魚が大量へい死して、ひどい年には1回で40億ぐらいの被害が出ているんですね。海を再生させるには、昔、磯でたくさんあったアマモ場を再生する必要があるということで、地元の高校生と、県の水産研究センターなどと、県の補助を受けたこともありまして、一生懸命やっていたんですよ。

10年間ぐらい、そちらの学生さんと、大学院の学生さんと、一生懸命取り組んできていたんですけど、そのうちに脳梗塞という大病を患ってしまいまして、3カ月ぐらい入院していた後、大学に復帰しましたが、残念ながら現場に胴長を履いて、堤防から下へ降りていくようなことができなくなっちゃいまして、その年だけは学生さんが一生懸命やってくれたんですが、そうこうしているうちに、1年後に定年で退職することになりまして、活動がまるきりストップしちゃったんですよ。その後、後任の先生が来てくれたんですが、その先生がアマモには全く興味がないものですから、その活動がストップしてしまいまして、非常に忸怩たる思いで見ているんです。自分でもなかなか行けませんしね。こういう活動を継続的にやるということは非常に大事じゃないかと考えておりまして、なかなか大学の先生の趣味でやっているんじゃ、自然相手は大き過ぎるということがあります。やはり継続性を持たせることが大事じゃないかということを一言申し上げたかったんです。

【進士委員長】 ちょっと話が、難しい話なので、これは解説のしようがないけど、学術会議で環境教育のときに提言を出しているのは、文科省は、各大学、特に地方の大学ですね。それは環境の講座をしっかりとどの大学もつくってくださいということを言って、そして、地域の課題に継続的に取り組める体制をつくれというようなことを出してあります。もうあれは何年前か、3年か4年前に提言をしてありますけど、それから、文科省自身がGPというのをやったときに地域貢献というのをやって、私、審査に関わっておりましたが、今は地方大学が一生懸命、何というか、大学の生き残りということも含めて、いろんなことに積極的になっていて、幾つもそういう地域の課題に取り組むプロジェクトチームをつくっているんですね。結構農学系が多かったね。ですから、環境系はそういうところで、瀬戸内海の問題も四国の大学が幾つかやっていますし、ですから、そこら辺は、ここには文科省の方はおられるんですね。少しそちらからつないでいただいて、だから、大学は相応今は地域の問題にコミットしているんですよ、むしろ積極的に。ただ、先生の脳梗塞までの責任は取れないですけど、少なくともそういう講座をつくるようにはなっているんで、今の大学は、社会性とか地域社会への貢献ということは意識するようになってきたと思いますから、もし機会があったら、ぜひ今のような意見がこういうところでも出ていて、そういう大きな観点でやってくださいと言っていたくとありがたいと思いますね。

それじゃあ、近藤先生。

【近藤委員】 認知度の向上、それから新たな協議会の設立に向けてというのも、全て知名度といいますか、その辺がやはり一番大きな課題かなと思っています。そういう意味で、

情報戦略というものを環境省でどう捉えるかということで、大所高所から考えないといけないかと。

それと、先ほど情報を仕入れるということで、小さな自然再生について、地方紙には結構いろんなものが載っているんですね。ところが、それを中央で果たしてどう捉えられるのか。出先の機関でそれをちゃんと調べてもらって、何かルートの毎月とかで上げていただいて、本省でもって整理するというところもあるかもしれませんが、そういう情報の整理を改めて調査するというと大変なものですから、日常の中でどうそれが対応できて、積み重なっていくかというのが非常に重要なことだと思います。

また、認知度の向上について、この専門家会議では1年に一度、北海道に行ったり、九州に行ったりして、それぞれの地域の自然再生協議会の取組を見せていただいたり、それに対するアドバイスをしているんですけども、それもクローズドでやらなくて、もっとシンポジウムの的にやられたらどうかと。なかなか交通費というのを環境省でこれのためにとるとするのも大変かなと思いますので、せっかく行っているわけですから、そのときに合わせて大きなちょっとしたシンポジウムを、地元のローカルなテーマでやるのか、全国的なレベルでのテーマでやるのか、それは考え方だと思いますけども、いずれにしろ、そういう戦略を立てて、上手にお金を使いながらやっていく。

それともう一つ、財源ということで、自然再生推進法というのはどうしても理念法なので、予算がついていなくて、各省庁の例えば河川の整備予算の中などから流用しているといったらおかしいですけども、その一環で全てやっているわけですね。各省庁がそういうことでやっているの、もう一つは、外部予算というんですか、環境省とどこかがタイアップして、例えばニッセイ財団とかいろんな財団がありまして、研究費を出しているところはたくさんあるわけですよ。そういうところと一緒にやって、それを上手に使うというのも一つあると思うんですね。国がそういう一緒になってやるのはどうかということはあるけれども、少なくとも協賛とか、何か一緒にやるという手段がいろいろあると思うんですね。ですから、もしくは、何というんですか、バックアップする、名前を載せられるだけでも相当大きな効果だと思いますので、そういうものをフルに活用していったらどうかと思います。

それと、前の政権では、財団が保有していた財産を公益に使いなさいという指示が出ていて、各財団がそれを10年とか20年、場合によっては、何百億もあるところは100年から200年かけて使いますというようなことをやっているわけですよ。それをどう活用するのも一つの考え方だと思います。ですから、まずお金の問題とメディア戦略をどうこれからつくっていくかということが大事だと思います。また、自然再生を進めていく上で、特に子どもたちが一番重要なことだと思っています。文科省ではそういうことをやっているんですけども、その際ネックになるのはいつもPTAなんですよ。皆さん、ご存じのように、特に海なんかで、私は海の専門家なので、海のほうへ出かけていくと、教育上で問題にな

るのは、親が反対するので体験活動はできないんですよ。危険だということですね。それから先生方も経験が全くないということで、漁師さんが乗ってくれるんだっいたらいいけれども、先生方は積極的に何も動かない。そういうことがありますので、ぜひ、その辺の考え方もって、子どもたちと、PTAとどう結ぶか。文科省のほうは昔からPTAの全国組織がありますから、そのネットワークでやっていくと、私は結構スムーズに動くかなと思うんですよ。それがこの認知度の向上、それから小さな自然再生の推進とのネットワークにもなると思いますので、そういう戦略をぜひ考えていただきたいというのが、一つ、私からの提案です。

以上です。

【進士委員長】 はい、ありがとうございました。

吉田委員、どうぞ。

【吉田委員】 私、先ほどの議題で先走って言いかけましたけれども、先ほど言ったところをもう一回まとめると、多分環境省、国交省、農水省で把握していらっしゃる、何かの形で支援したりとか、あるいは関連法で登録されているとか、そういうところだけでも相当な情報量は実はあると思うんですね。それをもう一度整理していただいて、どのぐらいその小さな自然再生というものに該当するようなものがあるのかというのを一度整理していただくといいんじゃないかなと思います。それで、そこから先はちょっとお金がかかってきますけども、例えば協議会方式でやっているところにアンケート、昨年度でしたか、やりましたよね。そのような形で、小さな自然再生をやっているところに対して、どういう点で困っているのかとか、どういう問題があるのかとか、そういったものを把握していくということは非常に重要なんじゃないかなと思います。

2番目に、これから取組を増やしていくということに関しては、いろんな方法があって、先ほど言いましたのは、新聞で出ている取組を全部こっちで調べていくのは大変ですから、積極的にどんどん登録してもらおうような、環境省のホームページに登録してもらおうとロゴマークが使えるなど、何かインセンティブがある仕組みが必要と思います。あるいはここから先、またちょっとお金がかかりますでしょうけれども、全国の自然再生のモデル的なコンテストみたいな形で、いろんな面で、例えば住民参加の仕方がよいだとか、それから、動植物の再生の仕方がよいだとか、いろんなカテゴリーでよいものを選んで、100ぐらい、全国自然再生100とか、そういったような形で、少し誇りに思えるような形のものをつくると、そういうふうにするとう、向こうから積極的にどんどんアプローチしてくれるというような形がつけられるんじゃないかなと思います。

あとは、全体的なことなんですけども、認知度の向上という意味では、小さな自然再生、どんどん進んでいますというのは、例えばマスコミ的にはニュースにはなるでしょうけど、国がやらないで国民にどんどんやってというのは、安くやろうとしているんじゃないかみたいな、そんな捉え方もあるので、国のほうもやりますという形で、全国的に注目されて

いるようなものに関して、環境省、農水省、国交省が一緒になってやるというようなことを打ち出すと、こういった大きなものもあれば、小さなものもあるというふうなニュースになると思います。例えば今年はウナギがレッドデータブックにというのは非常に大きな話題になりましたけど、ウナギを再生するには、それこそ、海から、河川から、全部再生していかないといけない。私は自分が子どものころ、育った利根川、霞ヶ浦なんかは、そのころは河口堰もありませんでしたし、常陸川水門もなかった時代にはウナギなんかはたくさんいたわけですよ。国交省のほうでも、一部分の湖岸の再生はしていますけども、やはりこれはもう常陸川水門を開けるとか、そのぐらやって、本当にウナギが再生できるような汽水域をつくるんだぐらいのところを国もやりますというような話題が一つあると、自然再生というものの自体が、国としてやるすごく大事な事業なんだというのが国民にもっともってPRされるんじゃないかなと思います。

あと最後に、一つだけ、ちょっと今回は、この基本方針の中に入れるには、まだ時期尚早かと思うんですけども、環境影響評価課のほうで検討されている生物多様性オフセット、これは環境影響評価をして、環境保全措置をとってもまだ残る影響、そういったギャップについて、オフセットということをやっていくという、そういう考え方です。これは下手にやると、何というか、自然破壊の免罪符みたいになってしまうところもあって、かなり警戒すべきところがあるんですけども、例えば愛知県の場合は、あいちミティゲーションということをやっています。どこに、今、生物がいて、ここの間が抜けていると。そういったところをちゃんと発見して、どうせやるんだったらここを再生してくださいと。事業地の中でやって、移植したけれど何年か後には全部枯れてしまったみたいなことをやるよりは、ちゃんとネットワークでつながるようなところを再生してくださいというようなやり方をしている県もあるわけですね。こういった事例なんかは、今後、進展を見ながら、この自然再生の中に取り込んでいく必要はあるんじゃないかなと思います。次の基本方針の見直しの際には、そういったものも考えていただけないかなと思います。

以上です。

【進士委員長】 はい、ありがとうございました。

私はウナギを食べないので、あれですけど、今、吉田さんがおっしゃったので、みんな、自然再生は民間とかNPOでやるものだというふうになっているというのも、ちょっと今、そういう雰囲気があるかもしれないですね。国が一つぐらいということになると、僕は、ウナギよりは、東北太平洋岸の今回の津波の場所だと思うんですよね。これは環境省では復興国立公園ということで国立公園をアレンジして何かやっているでしょう。それは、やや利用とか活性化型だけど、広域でやらなきゃいけない、つまり、国がやらなきゃいけないというのは、かなり広域の県を越えてのところなんです。そこに、まさに自然環境計画がないんですよ、広域のものは。それぞれの県レベルなんです。そこを国土形成計画法みたいなのはあるにはあるけど、あれはちょっとまた性格が違うので、自然環境計画課と

いうなら、本当に私は計画をつくるべきだと。それこそ、源流から海までもそうなんだけど、そういうのがないと、国は何もしないでお願いだけしていると見えちゃうかなという気はするので、全く同感だね。ウナギを除いては。

三浦委員、どうぞ。

【三浦委員】 これは、今後の自然再生の推進に向けての3点ほどのメモの中で、委員長ご指摘のように、ボトムアップとトップダウンという格好で分けて、小さな自然再生というのはボトムアップになるのかなと思います。これについては、私は、やはり自治体の人たちの意識の問題が一つあって、今回、新旧対照表の19ページでも、「空間的に評価した地図化作業」というのは、これは全国的にやっていただくということで、自治体の方々はこれを見ながら、どういうことを展開していけばよいかというのをある程度は持ってもらいたいということですね。

それから、これに関して将来地図というか、チャートというか、方向性というか、そのことがちょっとまだまだ弱いのではないかと。生物多様性センターなんかで、この地域のかつての自然の景観というか、人と自然とのつながりというのはどういうものがあつたのかといったようなことで、まだまだたくさんの写真が残っていて、そういう写真の発掘というのは、これからその地域をどういう方向にしていってよいかということと語ってくれる基本的な材料になると。こういうものをより発掘して行って、それからもう一つは、やはり何か重要なんだという研修みたいなものを展開してもらおうということが、小さな自然再生の推進では非常に重要なのかなと思いました。

それから、認知度の向上と新たな協議会の設立について、今、吉田委員が提案なさっていましたが、私もまさにそのとおりで、委員長は東日本大震災のときの大きな自然再生に向けて基本的なチャートをつくっていかなければならないという指摘がありましたけど、もう一つは、やはり私は、オールジャパンで言えば、特に河川環境の再生に向けてということで、シンボリックなテーマ設定といいますか、モデルといいますか、そういうことを、今後、認知度の向上や新たな協議会の設立で押し出していってもよいのかと。その中のシンボリックな生物としてウナギというのは、それなりの重要性があって、基本的な河川のそれぞれ担当しているところが、ウナギの再生に向けてどういう展開をするのかというのを、現状の自然環境、それから、破壊された後を十分に見ながら、河口から水田、ため池に至るまでの流域全体を見渡しながら、どういうことが必要なのかというのを考えてもらうという、テーマ設定がされてもいいんじゃないかと。それに向けて、さまざまな取組を考えてもらうということが、大規模なものから、魚道に至るまで、魚道だけでは私はいけないだろうと思いますけれども、そういったような事業展開というのが意識されて、一種のコンペみたいな格好で、オールジャパンで展開されていってもよいのかなと思います。

以上です。

【進士委員長】 鷺谷委員、お願いします。

【鷺谷委員】 まず、認知度の向上ですけれども、常套手段としては、他省庁なども顕彰制度をつかって、進士先生も幾つも審査員をされていると思うんですが、全国田園自然再生でしたでしょうか。

【進士委員長】 田園自然再生活動コンクール、それ、潰しちゃったんだよね。名前が潰れた。

【鷺谷委員】 それで、なぜ潰れたかということ、恐らく財団の仕事になっていたのも、財団の見直しとともになくなったものもあるかもしれません。ですが、自然再生でそういうことをすぐやるのはあまり現実的ではないかなと思うのと、自然再生の今後の課題を考えると、子どもたちや若い人をどうやって、この自然再生、これは自然再生は自然環境学習という機能もあるわけですから、ぜひ、多くの子どもたち、若い人に参加していただきたいところですので、それをターゲットとして、そんな大がかりでない、顕彰的な制度を企業のCSRとしてやってもらうように持ちかけたらどうかなと思います。

それで、よく写真コンテストというのはあるんですけど、今、写真って、あまりにも簡単に撮れてしまうので、もっと努力を要するものもいいですね。絵画、作文、それから大人を対象にするんだったらエッセイとか、そういうものの自然再生に関わるコンテスト、今、ちょっとここに来て考えたので、本当に思いつきで申し訳ないですが、私だったら、そういうのをやってみようと努力するかなと思いました。何しろ認知度は、ただ言葉を聞くとか、一般の人は法律というのはほとんど意識しないで暮らしていますので、何か気楽に関わるところでつながりができないと、認知というのが広がっていきません。子どもたちから大人に広がったり、今、子どもたちは、10年後には、もしかしたら社会の中核に近いところに行っているかもしれませんので、子どもを対象としたものを考えるといいんじゃないかと思います。

2番目の新たな協議会設立なんですけれども、自然再生は科学的知見というのを重視して、それを基盤に進めることになっていきますので、やはり研究者、できれば生態系の専門家だけでなく、もう少し広い分野の研究者の参加ということも重要です。研究者は、こういう法律に基づいてこういうことができるんだということがわかると、先ほど話題になっていましたけど、地方大学が、今、地域貢献というのを強く求められていて、いろいろ模索をしているんですね。文科省の現代GPのように補助金がもらえるものもあるし、大学独自で、そういうことを頑張ろうとしている大学は少なくありません。でも、なかなか自然再生という分野があるということに気がつく人はいないので、きっとこの制度を利用した取組というのはあまり進められていないと思います。そういうところで認知されると、自然再生というのは法的なものであり、それは大学にとってもメリットがあるはずで、研究を立ち上げてもらって、その研究をベースにして、地域に呼びかけて、自然再生をしてもらうというあり方があるかなと思います。

三方五湖の自然再生協議会の発足に当たって、まずやったことは研究なんですけれども、幸い環境省の推進費をとることができ、若い先生に代表者になっていただきました。それから、東大中心では、やはり長続きしない可能性があるので、地域の大学、一番近いところは県立大があるものですから、県立大の先生方を多く巻き込んで、東大と県立大のチームで推進費の研究をして、その研究の中で地域との話し合いの機会を多く持ちました。2年間ぐらいにわたって、いろいろお話を私たちが伺うということをして、自然科学的な研究を進めるということをして、協議会設立に至ったわけです。東大は会議への参加が中心で活動も限られますが、地域の大学の先生方は、旅費がなくても、いろいろな活動に参加でき、県立大の先生はとてもよく動いてくださっているように思いますので、これは情報提供ということになるのかもしれませんが、地域貢献のあり方として、こういうものがある。どういう形でつくれば、現実的につくれるのかはわかりませんが、手づくりのパンフレットなどを通じて大学の先生に自然再生について勉強をしてもらおうというのもののあり方かなと感じます。

それから、小さな自然再生の推進についてなんですけれども、小さなというのが、スケールの問題なのか、取組の総合性から見てそんなに総合的でないものを小さいと言っているか、それによって異なると思うんですが、自分の土地の中だけでやる場合、そこでやったことが外の空間にはそんなに影響がないということであれば、みんな気楽にやることができると思います。スケールが地域レベルになると、自然再生というのは、恐らく極めて総合的な取組であって、生態系とか生物多様性そのものだけに目を向けているわけにもいなくて、人と自然の営みに広い視野を持って取り組むということが必要になると思うんですね。そうすると、一個人とか、一主体で、取り組んでくださるのはありがたいんですが、考えが及ばないことが出てきます。それは私たちのような研究者でも同じです。研究者というのは専門に分化していますので、その専門についてはよくわかっているけれども、ちょっと離れた分野だと、かなり曖昧だったりということもあると思うんですね。それで、協議会があると、そこに文殊の知恵、いろんな知恵が集まって議論できるというメリットがあるんですが、そうじゃない場合、どうしたらいいか、一生懸命考えたんですけども、議論の場を提供するというのが一つのあり方かと思います。自然再生交流会みたいなものを設けて、私たちはこういう理念に基づいて、こういう手法で、こういうことをしていますということを発表していただいて、そこに参加した方たちで、そのことに関して議論をするような場があるとよいと思います。時間の制約があったらポスター発表みたいなものも含めてもいいと思うんですけども、自然再生そのものを専門に近いところで考えている研究者なども参加するというようなあり方があるかもしれません。そうすると、志が非常に高い方たちはそういう交流会に参加してくださるかもしれません。

ただ、これも実現するとなると、どういうふうに、誰が呼びかけて実施すればいいのかが、ちょっと具体的にはわからないんですけども、何しろひとりよがりにならないよう

文殊の知恵を出す場というのは、小さな自然再生を進める上で必要かと思います。

以上です。

【進士委員長】 はい、ありがとうございました。

せっかく各省からおいでなので、あんまりここで提案すると、また仕事が増えるという感じがあるかもしれませんが、順次ご発言いただきましょうか。

じゃあ、農水から行きますか。

【農林水産省大臣官房環境政策課課長補佐（畠沢）】 農水省でございます。

昨年、この自然再生専門家会議の関係で、協議会等で現地へ行かせていただいたときに、現場の方々、委員の方々から、情報共有の不足という話が多くございました。先ほど委員の先生方から情報の整理という話もございましたけども、やはりこの情報共有、せっかく今回も基本方針がこれから決まるというわけですから、それらを含めて、やはり国として、また、行政として、何か手助けをする方法はないかと考えたところです。

農水省であれば、地方組織として農政局あるいは森林管理局があって、その下に各地方の出先機関がございます。そういうところに、やっぱり基本方針の考え方というか、理念をきちっと伝えて、理解していただいて、そして、また現場で活動されている方々と一緒に活動していくというような取組が必要ではないかと思ったところでございます。また、何かいろんな考え、手段があると思いますけども、いろんな方法を検討したいと思っております。

以上です。

【進士委員長】 よろしいですか。

じゃあ、国交省、よろしく。

【国土交通省環境政策課課長補佐（池田）】 国土交通省でございます。

今、農水省さんからお話があった情報の共有ですとか、あと現場での取組、我々も現場が各地方に地方機関を有しておりますので、そちらも含めて、自然再生の概念を浸透させていくという問題意識、あるいは、その取り組んでいく方向性というのは全く同じでございまして、我々としても、また現場の機関を通じましていろんな情報が集まってくるので、それらをどういうふうに取りまとめていくかというのは非常に大きな課題だというふうに、農水省さんと同様、考えているところでございます。

あと、我々、自然再生もそうですが、国土の保全、防災というのも所掌する省庁でございまして、冒頭、進士委員からのご発言がありましたことを非常に重く受け止めさせていただかないといけないというふうに考えて、お聞きした次第でございます。私自身は、防災全体を代表して発言するという、この場でさせていただける立場ではないんですけども、途中の段階で、気候変動ということも進士先生はおっしゃられましたが、温暖化による気候変動に対応するため、政府全体で適応計画というのを環境省さんが取りまとめながらつくっていくという、そういう方向性もございまして、我々の省内でも検討を既に開始

しているところです。そういった中でも、今日いただいた意見も踏まえながら、検討を進めていかないといけないというふうに捉えた次第でございます。

【進士委員長】 じゃあ、文科省。

【文部科学省生涯学習政策局参事官付専門調査官（合田）】 文部科学省でございます。

特に認知度の向上のところ、子どもですとか若者、環境学習等を通じてという話がありましたけれども、私のところが、環境省教育について、いわゆる環境さんとの連絡窓口をやっております関係で、この自然再生以外にも、エコツーリズムですとか、あと環境省さんの環境教育推進室さんですとか、さまざまところで似たような議論があるところがございます。そういった立場からしますと、危惧するところとしましては、環境系の部局でも生物多様性ですとか、温暖化、外来種対策ですとか様々ございますが、それぞれのところがばらばらにやっても、結局、受け手である子どもたちは全て同じになってしまいますので、ある種の顧客の食い合いみたいなことになってしまうと非常によろしくないなと思っております。今回の基本方針でエコツーリズムの関係も記述が入りましたけれども、かなり環境系の分野の中でも連携してやっていける部分は多いかと思っておりますので、そこは一緒にタッグですとか、相乗効果を出せるような取組ができるのであれば、そこは横の連携を強めて、当省の関係でも子どもの自然体験推進などもあると思っておりますけれども、足並みそろえてやっていくということが効果的ではないかなというふうに考えております。

【進士委員長】 では、鳥居さん、もうまとめてもらおうかな。

【環境省自然環境計画課課長（鳥居）】 もう時間になりますけれども、本当にこの改定に係るこれまでのご議論に、大変熱心にご議論いただきまして、大変ありがとうございます。こういう形で基本方針の改定をおまとめいただき、また、今後の普及啓発、あるいは、具体的にどう推進していくかというの、いろいろご意見をいただきました。今回の基本方針見直しをスタートにして、次のステージに入っていくということで、いかにこれを全国的に普及し、情報をきちんと発信していくかということについて、いろいろ方策を考えていきたいと思っております。

また、先生方あるいは各省の方々、関係団体にもご協力いただくことがあると思っておりますけれども、引き続き、連携を密にしながら、ご支援をいただければと思っておりますので、今後とも、どうかよろしく願いいたします。

【進士委員長】 はい、ありがとうございました。

私は意見を言っていないんですが、今もうご挨拶いただいたので、返事は要りません。返事をするのはつらいだろうと思って、これから言うんです。

先ほど、鷺谷先生が言われた、僕はいろんな審査委員長をやってきて、「田園自然再生活動コンクール」というのをもう10年やりました。これは、農村の活性化と、都市と農村の交流と、それから生物多様性の保全について非常に見事に成果が上がって、本も2冊出

ていますが、財団だか何かに行っちゃうと、そこの都合で切れちゃうんですね。10年やったからいいんじゃないかというのもあるんでしょうけど、本当はこれからなんですよ。

それから、国土交通省では「緑の環境デザイン賞」というのをやっていて、あれはかなり自然再生に近いんですよ。どちらかというと、緑化から始まったようだけど、今は生物多様性に配慮したビオトープづくりとか、そういうのがいっぱい出てくるようになりましたね。

それから、環境教育は、別途、ビオトープづくりも昔からやっているんですけども、もう一つ、河川協会が事務局をしている「日本水大賞」というのがあって、これは各省が大臣賞を出しているんですよ。今、名簿を見ていると、環境政策課と名乗っているわけ、みんな、そちらは。だから、これ、自然再生大賞をつくれればいいんだな、簡単に言えば。各大臣賞を出せるわけ。

今後の自然再生についてのポイントは二つ、これは鷲谷先生が言われたとおりなんだよ。つまり、表彰事業というのは一番やり方としてはやりいいんだと。ただ、そのやり方が問題なんだね。ただ表彰するんじゃないくて、経験交流会にしなきゃいけない。発表して、本当にみんな聞いているんですよ。私は、あれ、全国の人に聞かせたいと思った。その田園自然の発表会なんかはね。長いことおつき合いのある施設か何かを農林大臣賞にしたんだけど、つまり、環境の話も、農業生産の話も、経済の話も、エコロジーの話も、全部入らなきゃだめだと。それから、農家だけじゃだめで、都市住民も入れなきゃいけないし、子どもも入れなきゃいけないしと、本当の意味でのトータルなんですよ。それは河川でも、もう昔から河川の活動があり、いい川づくりなんて言いながら、多自然とかやってきたわけね。だから、私から言うと、ほぼどこのグループも、市民、NPOが参加していくと、トータルになるんです。学者みたいに一面だけ切り取るなんてことはしないんですよ。だから、本当はそれ、本物なんだよね。ただ、それが頑張っている人だけで頑張っているという問題があるから、だから、表彰のような大きい枠組みと、それで受賞したグループを交流会を盛大にやって、それがむしろ国民的な、これからのある種、ライフスタイルになるぐらいに持っていくことだと思う。里山はそれに近いことを今やっているわけですけどね。だから、「自然保護」という言葉は、昭和40年代ぐらいまで、本当に長い間、戦前からの運動で、でも戦後の大きな開発の流れの中で、その対概念として、まさに市民権を得たわけですよ、自然保護というのは。環境庁ができたときも、自然保護局からスタートしたんですからね。それと同じぐらい自然再生というのは、保護だけじゃやっぱり持たないということと、今言った気候変動のような大きな枠、変化があって、積極的に関わっていかなくちゃいけないと。

国交省は、強靱化と言っているけど、強靱というのはコンクリートで強靱にしてもだめだというのは、今回のような地すべりを見ると、すぐわかるわけ。防潮堤の話も、もうそれはみんな国民が気がついてきた。自然再生というのは、自然を十分理解して、その上で

人間が生きるために必要なことをどうやってやるのか。そのときにトータルに物を見ないとだめだということまでわかってきたと。ですから、私は、そういう意味では、各省が全部連携して一つの仕事をやるという、最もよいテーマだと思うんですね。水大賞は、それをうまいこと、あれはもともとは河川から始まったんだけど、現実には作業活動までやっているんですね。生物多様性は「いきものにぎわい企業活動コンクール」というのを再開しました。やっと今、9月に3回目の審査をしますけれども、これは企業活動をそれでやっているわけです。だから、それぞれのセクターごとにいろんなことが動いていて、それなりの成果を上げているので、ぜひ、環境計画課と環境政策課がみんな集まって、知恵を出し合って考えて欲しい。ここで言う認知度の向上も、協議会はそれぞれ全国的なモデルがどの県にも一つぐらいあるというのは、確かに自然再生の必要のない県なんてないんだから、実際は、国土の自然環境から言えばね。

ですから、トップダウンで全体のそういうモデルがあるべきだと思いますが、やはり最後は、今回の見直しで強調した、この小さな自然再生というのは、エリアが狭いとか、そういう意味ではなく、手続も簡単で、とにかく国民目線で一人ひとりの生活から入っていくという、小さなNPOのようなグループから入っていく、これが小さなという意味ですよ。大きな国家と小さな国家という言い方をするけど、税金をたくさん取って、大サービスするというんじゃなくて、小さな政府というのは、非常に質素儉約でやるけど、本質は同じことを目指すということですから。この小さな自然再生というのは、とてもいい、使い勝手のいい、若干曖昧で文学的かもしれないが、パブコメをやると、これに批判がなかったのはよかったね。でも、これは結構大事なテーマだと思うんですね。だから、小さな自然再生というのは、今後の自然再生の展開として大事で、そこにフォーカスを当てていくべきだと、皆様のご意見を伺いながら思いました。これはお答えは要りませんので、このぐらいで今日の会議をお開きにしたいと思います。よろしいでしょうか。

何かご発言ございますか。よろしいですか。

それじゃあ、どうもありがとうございました。今日はこれで終わりたいと思います。皆様のご協力に感謝します。